

○ 宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第三十一条 令第十四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>（権限の委任） 第三十一条 法第三条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）及び令第十四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。</p>